

## 履歴事項全部証明書

宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735番地24  
 一般社団法人宮崎県タクシー協会  
 会社法人等番号 3500-05-000132

|                              |   |               |
|------------------------------|---|---------------|
| 名称                           | 一般社団法人宮崎県タクシー協会   |               |
| 主たる事務所                       | 宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735番地24   |               |
| 法人の公告方法                      | 官報に掲載する方法とする。   |               |
| 法人の貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項 | <a href="http://www.disclo-koe.ki.org/d_ran/index.html">http://www.disclo-koe.ki.org/d_ran/index.html</a>   |               |
| 法人成立の年月日                     | 昭和39年12月23日   |               |
| 目的等                          | <p>目的</p> <p>本協会は一般乗用旅客自動車運送事業の公共性に鑑み、健全で調和のある発展と民主的運営並びに経営の合理化に資し、もって社会公共の福祉増進に寄与することを目的とし、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般乗用旅客自動車運送事業の経営基盤の強化を図るための調査及び研究並びに指導</li> <li>2. 一般乗用旅客自動車運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの知識普及</li> <li>3. 一般乗用旅客自動車運送事業に関する関係官庁との連絡協調及び通達、公示事項の周知徹底並びに報告類提出の協力</li> <li>4. 一般乗用旅客自動車運送事業に関する意見の公表又は関係官庁に対する請願並びに陳情</li> <li>5. 一般乗用旅客自動車運送事業に関する共同施設の設置及びその管理</li> <li>6. 一般乗用旅客自動車運送事業の活性化方策、良質な運転者の確保方策、利用者利便向上のための諸方策の検討並びにその他タクシー業務の適正化の推進</li> <li>7. 交通安全思想の普及並びに事故防止対策の推進</li> <li>8. その他本協会の目的を達成するために必要な事業</li> </ol> |               |
| 役員に関する事項                     | 宮崎市大塚町樋ノ口1914番地2<br>代表理事 工藤 龍一  | 平成25年 4月 1日就任 |
|                              | 理事 工藤 龍一  | 平成23年 5月 9日重任 |
|                              | 理事 川越 一文  | 平成23年 5月 9日重任 |

宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735番地24  
 一般社団法人宮崎県タクシー協会  
 会社法人等番号 3500-05-000132

|    |       |               |
|----|-------|---------------|
| 理事 | 吉本悟朗  | 平成23年 5月 9日重任 |
| 理事 | 大重演昭  | 平成23年 5月 9日重任 |
| 理事 | 吉野敏博  | 平成23年 5月 9日重任 |
| 理事 | 塩月義人  | 平成23年 5月 9日重任 |
| 理事 | 後口昌賢  | 平成23年 5月 9日重任 |
| 理事 | 奥津貞一郎 | 平成23年 5月 9日重任 |
| 理事 | 村嶋輝一郎 | 平成23年 5月 9日重任 |
| 理事 | 外山衛   | 平成23年 5月 9日重任 |
| 理事 | 黒木勝博  | 平成23年 5月 9日重任 |
| 理事 | 河原畑廣幸 | 平成23年 5月 9日就任 |
| 理事 | 甲斐昭生  | 平成23年 5月 9日就任 |
| 理事 | 川端史敏  | 平成24年 5月15日就任 |
| 監事 | 矢野忠   | 平成23年 5月 9日就任 |

宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735番地24  
一般社団法人宮崎県タクシー協会  
会社法人等番号 3500-05-000132

|                         |  |               |
|-------------------------|--|---------------|
|                         | 監事 前田 功  | 平成24年 5月15日就任 |
| 役員等の法人に対する責任の免除に関する規定   | 本協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。   |               |
| 外部役員等の法人に対する責任の限度に関する規定 | 本協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 |               |
| 理事会設置法人に関する事項           | 理事会設置法人  |               |
| 監事設置法人に関する事項            | 監事設置法人   |               |
| 登記記録に関する事項              | 平成25年4月1日社団法人宮崎県タクシー協会を名称変更し、移行したこと<br>により設立<br>平成25年 4月 1日登記  |               |

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成25年 4月12日

宮崎地方法務局  
登記官

友 利 り つ 子

